

(参考資料2)

## 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

### はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、改めて申請は不要です。

希望しない場合等は、月 日までに、申出書を返送するか、窓口まで持参してください。

### 1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方です。

### 2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童です。

ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。

### 3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万円です。

### 4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、6月頃までに支給します。以降、確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

### 5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）を受給している口座に振り込みます。

#### 【ご注意ください】

児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続き等をお願いします。

上記につきましては、令和2年12月末までに必ずご対応をお願いします。なお、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されません。

当該口座の変更等に支障がある場合には、尾花沢市までお問い合わせください。